

新制度幼稚園を利用されている皆様へ

幼児教育の無償化

2019年10月からスタート

利用料（保育料）

基本的な利用者負担額は無償

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・上記利用料とは別に、法令に基づき、幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得た上で徴収可能な費用、通園送迎費、食材料費などは、これまでどおり保護者の負担。

ただし、年収が360万円未満相当世帯の子供、全ての世帯の第3子以降の子供は副食（おかず・おやつ等）の費用が免除。

＜伊丹市内の幼稚園・認定こども園＞ 子ども・子育て支援新制度の対象該当	
新制度幼稚園	私学助成幼稚園
公立幼稚園・認定こども園 王たるキリスト幼稚園 西伊丹保育園 いずみ幼稚園 白ゆり幼稚園 伊丹ひまわりこども園	二葉幼稚園 月影幼稚園 ロザリオ幼稚園 西伊丹幼稚園 美鈴月影幼稚園 野間幼稚園

預かり保育

月額1万1,300円まで無償

- ・共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。
(450円×利用日数)

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

- ※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。
(月額1万6,300円が上限)
- ※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

利用料について、既に幼稚園を利用されている方は新たな手続きは不要ですが、**「預かり保育」の無償化の対象となるには、「認定申請書」の提出が必要です。**
7月頃、幼稚園経由で配布される認定申請書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて園経由で市教委 教育保育課へご提出ください。

＜今後のスケジュール(予定)＞ ●は園経由 ※預かり保育を利用している方のみ

- 7月上旬 ●認定申請書を配布
- 7月下旬 ●「申請書+添付書類(就労証明書等)」を提出
- 9月下旬 ●認定通知書を送付
- 7～9月 ●給付に必要な書類(請求書等)を配布
- 10月～ ●4月～9月分の「預かり保育料補助金交付申請書+領収証+子育て支援提供証明書」提出
注)市独自のため、4・5歳児のみ
- 10月以降の預かり保育利用料「請求書+領収書+子育て支援提供証明書」を順次提出
- 12月～ 4月～9月分の預かり保育料補助金を保護者に直接給付
注)市独自のため、4・5歳児のみ
- 2020年4月 ●10月～3月分の利用料請求締め切り
- 2020年5月 10月～3月分の利用料を保護者に直接給付

問い合わせ先：伊丹市教育委員会事務局 教育保育課 TEL:072-784-8035



幼児教育の無償化

2019年10月からスタート

入園料・保育料

月額2万5,700円まで無償

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。

※ 給食費や通園費等は対象外。

※ 国立幼稚園は月額8,700円、国立特別支援学校幼稚園は月額400円まで無償。

(算定のイメージ)

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
1万円	1万4,000円	2万4,000円	0円
-	3万円	2万5,700円	4,300円

※ 4月入園の場合、入園料は年間在籍月数の12で割った数とする。

<伊丹市内の幼稚園・認定こども園> 子ども・子育て支援新制度の対象該非	
新制度幼稚園	私学助成幼稚園
公立幼稚園・認定こども園 王たるキリスト幼稚園 西伊丹保育園 いずみ幼稚園 白ゆり幼稚園 伊丹ひまわりこども園	二葉幼稚園 月影幼稚園 ロザリオ幼稚園 西伊丹幼稚園 美鈴月影幼稚園 野間幼稚園

預かり保育

月額1万1,300円まで無償

- ・共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。

- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。
(450円×利用日数)

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。(月額1万6,300円が上限)

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない(平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。(月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)

無償化の対象となるには、「**認定申請書**」の提出が必要です。

7月頃、幼稚園経由で配布される認定申請書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて園経由で市教委 教育保育課へご提出ください。

<今後のスケジュール(予定)> ●は園経由

- 7月上旬 ●認定申請書を配布
- 7月下旬 ●「申請書+添付書類(就労証明書等)」を提出
- 9月下旬 ●認定通知書を送付
- 7~9月 ●給付に必要な書類(請求書等)を配布
- 10月~ ●4月~9月分の「預かり保育料補助金交付申請書+領収証+子育て支援提供証明書」提出
注)市独自のため、4・5歳児のみ
- 10月以降の利用料「請求書+領収書+子育て支援提供証明書」を順次提出
- 12月~ 4月~9月分の預かり保育料補助金を保護者に直接給付
注)市独自のため、4・5歳児のみ
- 2020年4月 ●10月~3月分の利用料請求締め切り
- 2020年5月 10月~3月分の利用料を保護者に直接給付

